

沖縄県青少年保護育成条例施行規則

〔昭和47年7月21日
規則第128号〕

改正	昭和48年3月26日規則第23号	昭和49年3月30日規則第18号
	昭和53年9月28日規則第49号	昭和54年11月29日規則第54号
	昭和58年11月4日規則第49号	平成元年12月12日規則第65号
	平成4年5月1日規則第32号	平成8年11月12日規則第77号
	平成10年3月31日規則第26号	平成12年3月14日規則第7号
	平成13年3月30日規則第61号	平成18年3月31日規則第24号
	平成22年3月29日規則第8号	平成22年12月28日規則第49号
	平成23年3月31日規則第12号	平成26年3月31日規則第25号
	平成26年10月21日規則第58号	平成27年12月25日規則第79号
	平成28年3月31日規則第28号	平成30年7月20日規則第62号
	令和3年3月26日規則第20号	令和6年3月5日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(催眠等の作用を有するものの指定)

第2条 条例第5条第9号の規定により催眠等の作用を有するものとして知事が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品
- (2) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に規定する有機溶剤

(優良興行及び優良図書等の推奨の申請)

第3条 条例第6条の規定により優良興行及び優良図書等の推奨を受けようとする者は、優良（興行、図書）推奨申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(推奨の認定基準)

第4条 条例第6条の規定による優良興行及び優良図書等の推奨並びに条例第7条の規定による優良環境の推奨は、沖縄県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて別に定める認定基準により行うものとする。

(指定の認定基準)

第5条 条例第10条第1項の規定による有害興行の指定、条例第12条第1項の規定による有害な図書等、条例第13条第1項の規定による有害器具類等及び条例第14条第1項の規定による有害広告物の指定は、審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により行うものとする。

(有害な図書等とする書籍又は雑誌の写真又は絵等)

第5条の2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれか

に該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のアからカまでのいずれかに該当するもの

- ア 大腿部を開いた姿態
- イ 陰部又は臀部を誇示した姿態
- ウ 自慰の姿態
- エ 排泄の姿態
- オ 愛撫の姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のアからオまでのいずれかに該当するもの

- ア 性交又は性交を明らかに連想させる行為
- イ 性交に類似する行為
- ウ 不同意わいせつ、不同意性交等その他の陵辱行為
- エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものの場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（指定及び指定の取消しの告示）

第6条 条例第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項の指定又は条例第10条第4項の指定の取消しの告示は、指定又は指定の取消しの年月日、種類、名称及び指定箇所並びに指定又は指定の取消しの理由その他必要な事項を記載して行うものとする。

（深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定）

第6条の2 条例第11条第1項に規定する知事が定める営業は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備を設けて客にボーリング、アイススケート、ローラースケート、卓球又は玉突きを行わせるもの
- (2) 硬貨、メダル又はチップを投入することにより作動する遊戯機を設置して客に遊戯を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定するものを除く。）
- (3) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの
- (4) 設備を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が行うものを除く。）

（自動販売機等の届出事項）

第7条 条例第13条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出に係る自動販売機等により図書等又は器具類等を販売又は貸付けをする者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）

- (2) 届出に係る自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）
- (4) 収納する図書等又は器具類等の別
- (5) 設置年月日
- (6) 販売又は貸付け開始年月日

（掲示、届出及び表示）

第8条 条例第10条第3項の規定による有害興行を行う場合の掲示は、第2号様式により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による夜間に興行等を行う場合の掲示は、第3号様式により行うものとする。

3 条例第12条の2第2項の規定による有害図書等を陳列する場合の掲示は、第4号様式により行うものとする。

4 条例第13条の3第1項の規定による届出は、第5号様式によるものとする。

5 条例第13条の3第2項の規定による表示は、第6号様式によるものとする。

6 条例第13条の3第3項の規定による届出は、変更の場合にあつては第7号様式によるものとし、廃止の場合にあつては第8号様式によるものとする。

（有害図書等の陳列方法）

第8条の2 条例第12条の2第1項の規定による有害図書等の陳列は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。
- (3) 有害図書等から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものに限る。）で有害図書等以外の図書等と区分して陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- (5) 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる業務に従事する者が常駐する場所から5メートル以内の場所に陳列すること。
- (6) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること。

（有害図書等に対する措置命令）

第9条 条例第12条の2第3項の規定による有害図書等に対する措置命令は、有害図書等措置命令書（第9号様式）により行うものとする。

（有害広告物に対する措置命令）

第10条 条例第14条第5項の規定による有害広告物に対する措置命令は、広告物措置命令書（第10号様式）により行うものとする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）

第10条の2 条例第18条の8第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

- (1) インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第15条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第18条の8第2項に規定する書面を提出しなければならないこと。
- (3) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第16条ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第18条の8第4項に規定する書面を提出しなければならないこと。

（書面の保存）

第10条の3 条例第18条の8第3項又は第5項の規定による保存の期間は、同上第1項に規定する役務提供契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

（公表）

第10条の4 条例第18条の8第7項の規定による公表は、沖縄県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次の掲げる事項について行うものとする

- (1) 条例第18条の8第6項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第10条の5 条例第18条の8第8項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与は、知事が口頭による意見陳述を認めた場合を除き、公表に係る者が、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

- 2 公表に係る者は、意見陳述を行うときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、意見陳述の機会を付与するときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述を認めたときは、その日時。以下同じ。）の2週間前の日までに、公表に係る者に対し、意見陳述通知書（第11号様式）により通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の変更を意見陳述期日変更申出書（第12号様式）により申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見書の提出期限を変更したときは、当事者に対し、意見陳述期日変更通知書（第13号様式）により通知しなければならない。

（代理人）

第10条の6 当事者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当事者は書面でその旨を知事に届け出なければならない。

（口頭による意見陳述の記録）

第10条の7 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見陳述を記録させなければならない。

- 2 前項の規定により意見陳述を記録する者（以下「意見記録者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、意見陳述書（第14号様式）を作成し、これに記名押印しなければならない。
- 3 意見記録者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

（意見書の不提出）

第10条の8 知事は、当事者が正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を付与することを必要としない。

（立入調査を行う者の指定）

第11条 条例第20条の規定による立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (1) 子ども生活福祉部に所属する職員
- (2) 教育庁に所属する職員及び学校教職員
- (3) 警察職員
- (4) 審議会の委員
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認める者

（立入調査を行う者の証票）

第12条 条例第20条第3項の証票の様式は、第15号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日規則第18号抄）

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月28日規則第49号）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月29日規則第54号）

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年11月4日規則第49号）

この規則は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則（平成元年12月12日規則第65号）

- 1 この規則は、平成元年12月19日から施行する。

2 この規則の施行前の沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第11条第1項の規定に基づく昭和48年沖縄県告示第64号及び昭和60年沖縄県告示第138号による指定は、改正後の沖縄県青少年保護育成条例施行規則第6条の2の規定による指定とみなす。

附 則（平成4年5月1日規則第32号）

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成8年11月12日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第26号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第61号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第24号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第8号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日規則第49号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第25号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第11条第1項第1号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第79号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条の2第1項第2号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成30年7月20日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月26日規則第20号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

優良（興行、図書）推奨申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

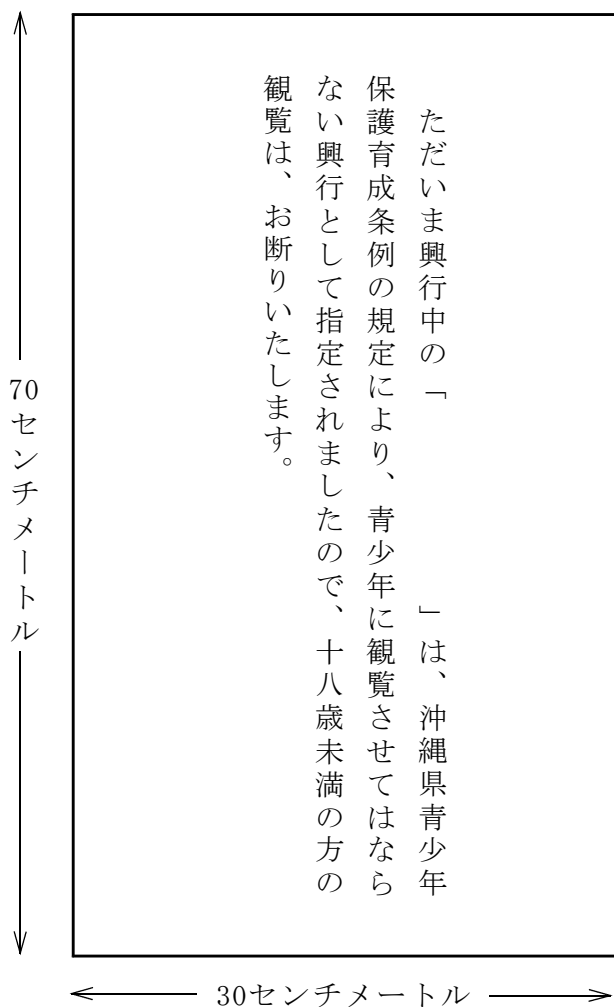
住 所
氏 名

沖縄県青少年保護育成条例第6条の規定により、下記のとおり優良（興行、図書）として推奨して下さるよう申請します。

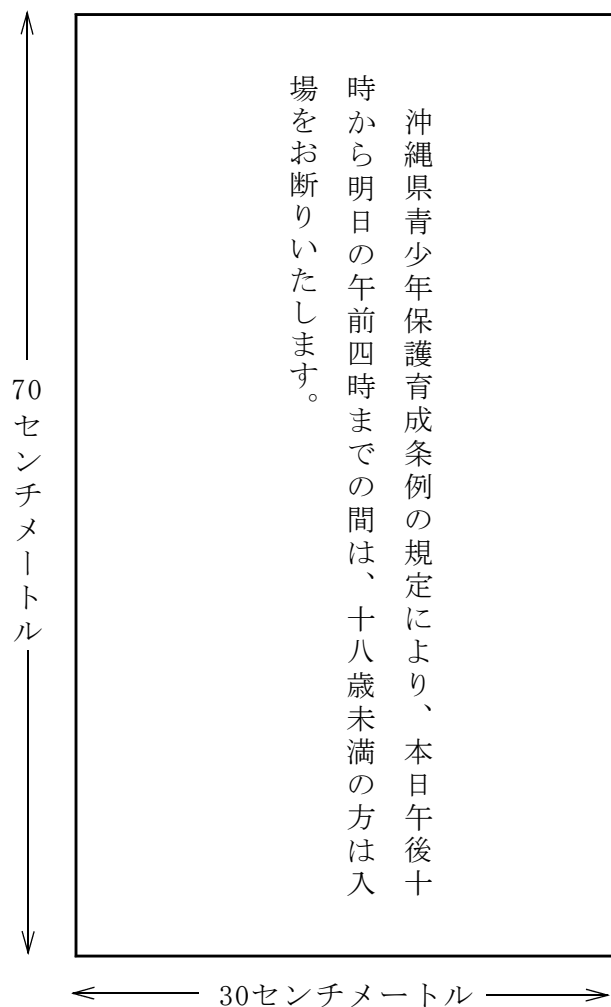
記

申請する（興行、図書）の種類及び題名	
申請の具体的理由	
その他参考資料	

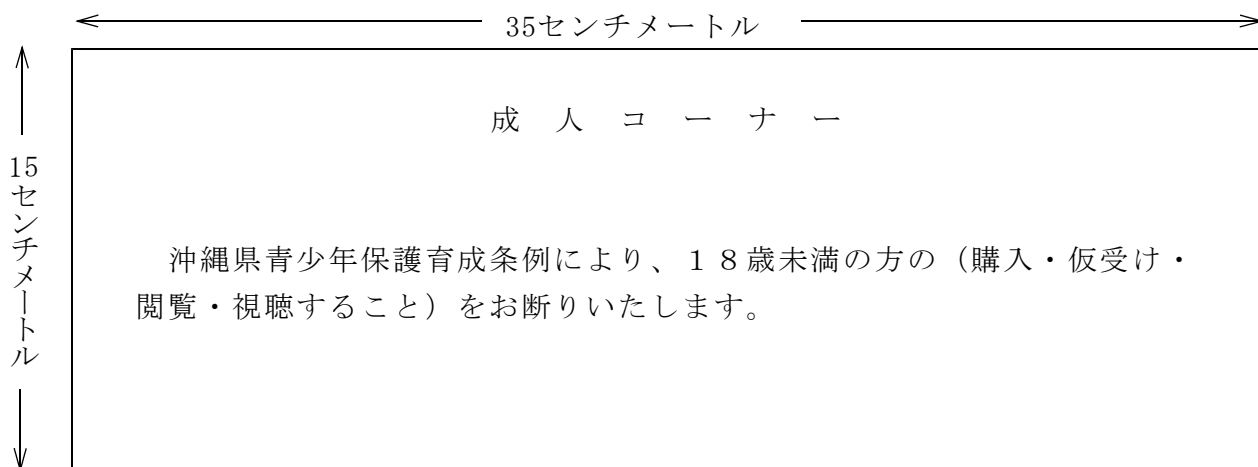
第2号様式（第8条関係）



第3号様式（第8条関係）



第4号様式（第8条関係）



- (注) 1 ()内に示した用語のうち、必要でないものは除いてよい。
2 縦がきでもよい。

（表）

自動販売機等設置届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者（自動販売機等を設置しようとする者）
 住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）
 電話番号

次のとおり自動販売機等（自動販売機・自動貸付機）を設置したいので、沖縄県青少年保護育成条例第13条の3第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の設置場所	市 町 番地 郡 村 番 号
自動販売機等により図書等 又は器具類等を販売 又は貸付けしようとする者	住所（法人にあつては、主たる事務所所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 電話番号
自動販売機等管理者	住所 氏名 電話番号
自動販売機等の 設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 電話番号
収納する図書等 又は器具類等の別	
自動販売機の設置年月日	
販売又は貸付け開始（予定） 年 月 日	

- 1 自動販売機等管理者の住民票の写し1通を添付すること。
- 2 自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有に係るときは、その備考 設置を承諾する書類（使用承諾書、契約書等）の写し1通を添付すること。
- 3 黒のインク又は黒のボールペンで記入すること。

(裏)

自動販売機等の設置場所付近の見取り図

第6号様式(第8条関係)

↑
11
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

設 置 者 等 の 表 示

この表示は、沖縄県青少年保護育成条例の規定によるものです。

設置者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

住 所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

管理者名及び連絡先

← 15センチメートル →

（表）

自動販売機等届出事項変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者（自動販売機等を設置しようとする者）
 住所（法人にあっては、主たる事務所所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）
 電話番号

次のとおり自動販売機等について届出事項の変更をしたいので、沖縄県青少年保護育成条例第13条の3第3項の規定により届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更後	
	変更前	
変更年月日		年 月 日

- 備考
- 1 自動販売機等管理者の住民票の写し1通を添付すること。
 - 2 自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有に係るときは、その設置を承諾する書類（使用承諾書、契約書等）の写し1通を添付すること。
 - 3 黒のインク又は黒のボールペンで記入すること。

(裏)

自動販売機等の設置場所付近の見取り図

第 8 号様式（第 8 条関係）

自動販売機等使用廃止届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者（自動販売機等の使用を廃止しようとする者）
住所（法人にあっては、主たる事務所所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）
電話番号

次のとおり自動販売機等の使用を廃止したいので、沖縄県青少年保護育成条例
第13条の3第3項の規定により届け出ます。

自動販売機等の設置場所	市 郡 町 村 番 地 番 号
自動販売機等の設置年月日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日

備考 黒のインク又は黒のボールペンで記入すること。

有害図書等措置命令書

年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄県青少年保護育成条例第12条の2第3項の規定により、有害図書等の陳列（掲示）について、次のとおり措置を命ずる。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

1 図書等の販売所	
2 措置命令の内容	
3 理 由	
4 措 置 期 限	

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができる。

広告物等措置命令書

年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄県青少年保護育成条例第14条第5項の規定により、次のとおり措置を命ずる。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

1 広告物の所在	
2 広告物の所在種類 及び名称	
3 措置命令の内容	
4 理由	
5 措置期限	

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができる。

意見陳述通知書

第 号

殿

沖縄県知事

印

沖縄県青少年保護育成条例第18条の8第8項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。

記

意見書提出期限	
意見書の提出先	〒900-8570 那覇市泉崎一丁目2番2号 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
予定される公表の内容	
根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	

注意事項

- 1 代理人を選任することができます。意見書提出期限までに代理人の住所、氏名、年齢及び職業並びに本人との関係を記載した委任状を提出してください。
 - 2 代理人は、意見陳述に関する一切の行為をすることができます。
 - 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。
 - 4 証拠書類等を添付することができます。
 - 5 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
 - 6 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
 - 7 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出席しない場合には、意見の陳述を行ったものとみなします。
- 連絡先 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課（電話）098—866—2174

意見陳述期日変更申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

記

変更を申し出る理由	
提出期限の希望年月日	年 月 日

意見陳述期日変更通知書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付け 第 号で通知した意見書の提出期限を次のとおり変更したので通知します。

記

変更後の意見書の提出期限	年 月 日
--------------	-------

注意事項

- 1 代理人を選任することができます。意見書提出期限までに代理人の住所、氏名、年齢及び職業並びに本人との関係を記載した委任状を提出してください。
 - 2 代理人は、意見陳述に関する一切の行為をすることができます。
 - 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。
 - 4 証拠書類等を添付することができます。
 - 5 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
 - 6 知事が認めるときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
 - 7 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出席しない場合には、意見の陳述を行ったものとみなします。
- 連絡先 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課（電話）098—866—2174

意見陳述調書

意見記録者 職名
氏名

印

- 1 意見陳述の件名

- 2 意見陳述の日時及び場所

- 3 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名又は名称及び住所

- 4 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨

- 5 証拠書類等の目録

- 6 その他参考となるべき事項

第15号様式（第12条関係）

(表)

6.4
センチメートル

立 入 調 査 印 証

第 号

写
真

刻
印

所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
有効期限	年	月	日まで

上記の者は、沖縄県青少年保護育成条例第20条に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事 印

← 9センチメートル →

(裏)

沖縄県青少年保護育成条例（抜粋）

(立入調査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。

- (1) 第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所
- (2) 興行者等の営業の場所
- (3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所
- (4) 有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所
- (5) 第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所
- (6) 第16条に規定する質屋の営業の場所
- (7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所
- (8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

2 前項の規定による立入調査等は、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 第1項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。